

基地港湾の更なる効率的な利用に向けて検討すべき事項

■検討すべき事項

○現行の基地港湾制度について、基地港湾の更なる効率的な利用に向けた環境を整えるべきではないか。

- ・港湾間連携を促すための運用改善
- ・基地港湾の利用機会を増やすための運用改善



【第1回検討委員会で頂いた主なコメント】

- ✓ 基地港湾のあり方は、ハード面が中心になるが、連携・運用を効率的に行うという観点も重要。
- ✓ 基地港湾利用1者目は、投資額全額をプロジェクトファイナンスで考慮する必要があり、負担が大きい。
- ✓ 基地港湾のスペースや地耐力が不足した場合に事業者が自ら整備した内容についても、原状回復が求められる。原状回復費用もプロジェクトファイナンスで考慮する必要があり、コスト負担が最後まで確定しない。

第1回検討委員会で頂いたコメントも踏まえ、
基地港湾の更なる効率的な利用に向けて、まずは下記項目について検討を進めたい。

- ・港湾間連携を促すための運用改善:

①施工の効率化に向けた複数基地港湾利用の促進

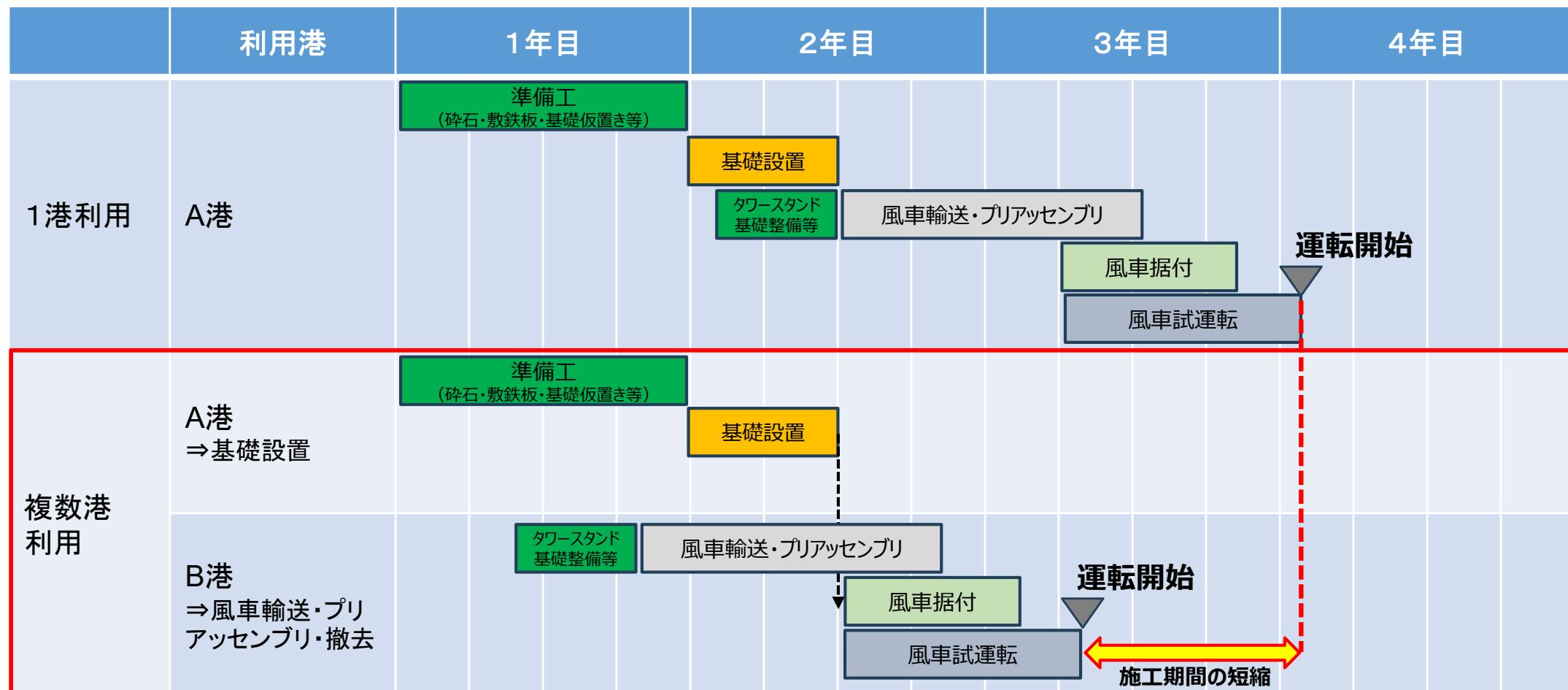
- ・基地港湾の利用機会を増やすための運用改善:

②貸付契約1者目の契約保証額の軽減、③基地港湾貸付料の平準化、④原状回復義務の緩和等、
⑤柔軟な貸付料支払方法の設定

①施工の効率化に向けた複数基地港湾利用の促進

- 事業者が、施工の効率化のために複数基地港湾を利用する場合、複数の賃貸借契約を締結する必要。
- 複数基地港湾の利用を促進するため、複数基地港湾利用する場合の貸付について、一定の配慮を行う必要があるのではないか。

〈基地港湾運用スケジュール イメージ〉



②貸付契約1者目の契約保証額の軽減

- 1者目の契約保証額については、基地港湾整備費の100%が必要。
 - 基地港湾の利用機会を増やすための運用改善として、1者目の契約保証額を軽減する必要があるのでないか。
- ※1者目の発電事業者の貸付料は、出力量にかかわらず、2者利用を想定して基地港湾整備費の50%となり、2者目との契約締結が見込まれない場合等は100%となる。なお、基地港湾指定の際には、2者以上の利用を想定。

〈現制度の貸付料の算定方法〉

(1者目の契約時)

・貸付料(1者目) = 投資額 * 0.5 / 20年間

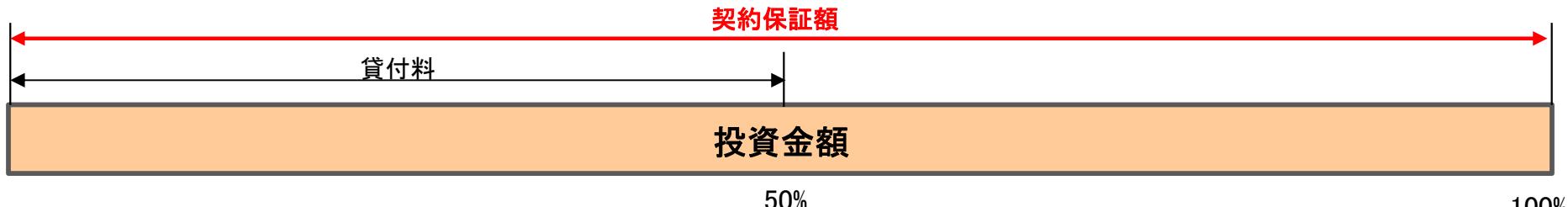
※2者目との契約締結が見込まれない場合や契約を解除する場合は100%に変更

(2者目契約後)

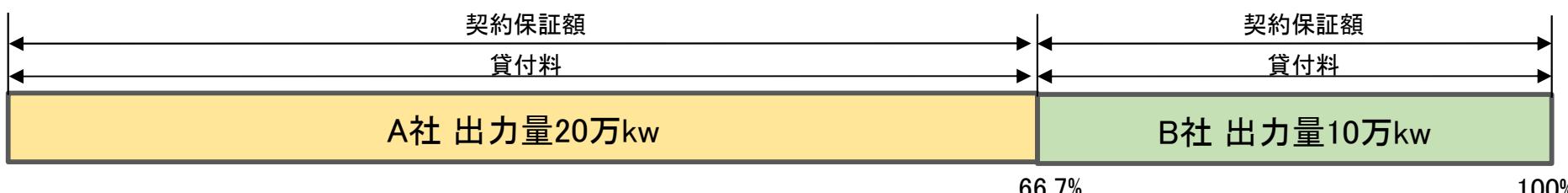
・貸付料(1者目) = (投資額 * 発電量按分 - 支払済額) / (20年間 - 既支払期間)

・貸付料(2者目) = 投資額 * 発電量按分 / 20年間

○1者目の契約時



○2者目の投資金額を出力量に応じて按分



③基地港湾貸付料の平準化

- 貸付料の算定根拠が各港の整備費であるため、各港の貸付料(利用料)が異なり、貸付料が安価な港湾へ利用が集中することが想定される。
- 基地港湾の利用機会の拡大に向けて、近隣基地港湾(同一港湾管理者等)の貸付料の平準化の検討を行う必要があるのではないか。

事業者	発電容量	各基地港湾の貸付料（百万円）			備考	
		従来通り		貸付料 平準化後		
		基地港湾①	基地港湾②			
A海域【既契約】	150MW	315	315	315		
B海域	300MW	631	2,250	1,773	※基地港湾①を利用する場合	
C海域	500MW	—	3,750	2,955	・既契約者は従来算定方法とする。	
D海域	500MW	1,052	—	2,955		
計		2,000	6,000	8,000		

※基地港湾①、②が近隣基地港湾(同一港湾管理者等)の場合

④原状回復義務の緩和等

IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料2より抜粋

- 今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みとして、原状回復義務の緩和や基地港湾の情報の見える化を進める。
- 引き続き、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会において、更なる検討を進める。

課題

〈原状回復について〉

- 洋上風力発電の設置や撤去などにより、貸付物件の改良を行った場合、賃貸借契約上の規則により、原状回復が必要である。

海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（抜粋）

（設置期間、撤去期間等終了時の原状回復）

第34条 丙は、設置期間、撤去期間及び緊急工事等期間（以下「設置期間等」という。）の各満了の日までに、独占排他的な使用を終了するものとし、かつ、あらかじめ、甲及び乙の指示に従って原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けておかなければならぬ。ただし、甲及び乙が原状回復を行うことを要しないと認めたときは、この限りでない。

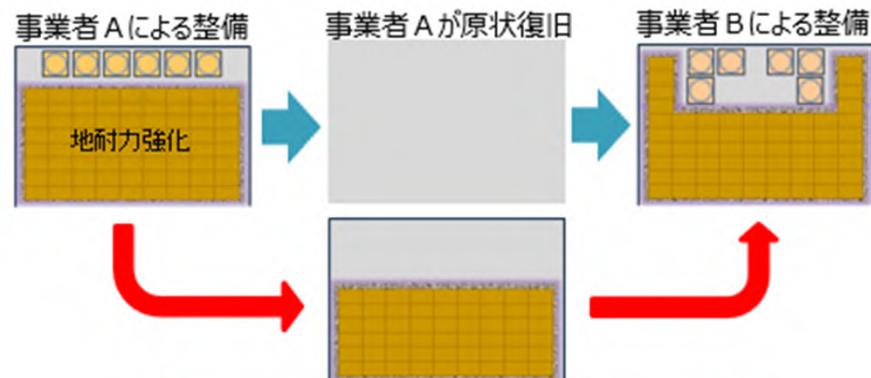
〈基地港湾の情報について〉

- 洋上風力事業のスケジュールの変動等により、基地港湾利用スケジュール等が変動し、後続事業者の港湾利用の不確実性が拡大。

対応案

〈原状回復について〉

- 原状回復を行うことを要しない事例（地耐力強化のための改良工事など）を整理し、原状回復義務の緩和を図る。



〈基地港湾の情報について〉

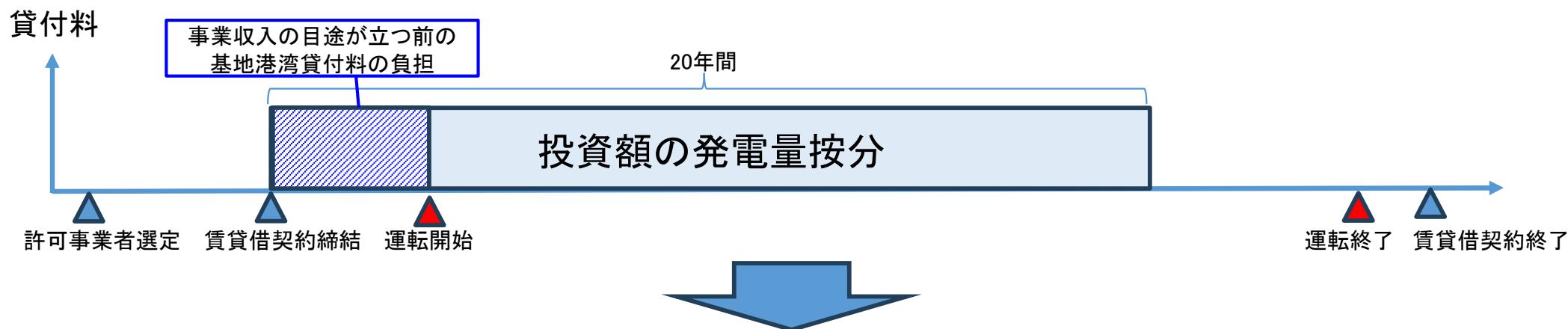
- 基地港湾の改良工事等の現況、基地港湾の利用スケジュール等の情報共有を行う場を設けるなど、港湾利用の確実性を確保する。



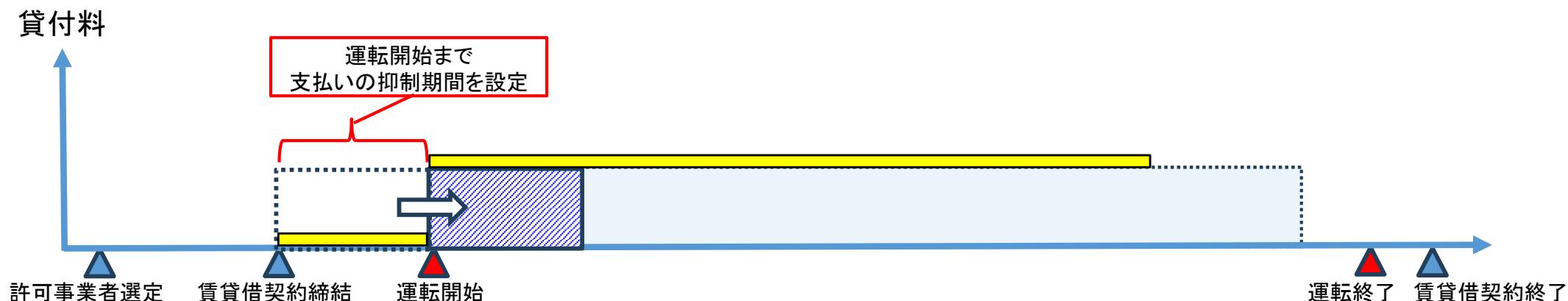
⑤柔軟な貸付料支払方法の設定

- 現行の賃貸借契約における貸付料の考え方については、契約締結後は発電事業の開始の有無に関わらず、毎年度貸付料を支払わなければならない。
- 基地港湾の貸付料にかかる運用改善として、基地港湾貸付料の支払いの抑制期間の導入等の検討を行う必要があるのではないか。

〈既存制度の貸付料支払いの考え方〉



〈支払いの抑制期間導入の考え方(案)〉



【参考】原状回復義務の緩和等

IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）資料2より抜粋

事業者・業界団体の要望事項

- 本年6月の第32回・第33回合同会議において、事業者・業界団体より、洋上風力の電源投資を確実に完遂させるため、収入増・コスト減につながる制度面の環境整備に向けて、基地港湾の利用（貸付料、原状回復、EEZを見据えた港湾利用）に係る負担軽減に関する事業環境整備策の要望があったところ。

要因分析で明らかになった課題

- 複数港を一体的に利用することで施工の効率化を図ることが望ましいとの第1ラウンド事業者の見解を踏まえると、基地港湾の柔軟な利用の仕組みは事業環境整備における一つの検討課題と考えられる。



今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、
事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築に向けて検討を進める。